

十勝管内における令和4年林野火災発生状況について

- 令和4年の林野火災は6件発生している。(R3は4件)
- 林野火災の危険期間は6月までとなっており、貴重な森林資源を守るため、引き続き予消防対策に取り組み、報道の皆様におかれましても、広く注意喚起の発信をお願いしたい。

1 管内における令和4年発生状況(5月13日時点)

発生日	市町村	被害面積(ha)
4月9日	帯広市	4.00
4月11日	池田町	3.26
4月16日	足寄町	0.48
4月21日	足寄町	5.42
4月27日	幕別町	0.09
4月30日	大樹町	0.01
計		13.26

2 過去5年間の発生状況(管内)

発生前	件数	被害面積(ha)
H29	1	0.04
H30	7	33.02
H31(R1)	3	7.33
R2	7	15.93
R3	4	13.08

3 十勝総合振興局の対応

- 市町村、消防、森林組合等の関係機関で構成する十勝地区林野火災予消防対策協議会を令和4年3月4日に書面開催し、対応について協力依頼すると共に、各市町村の協議会等を通じて、地域住民への予防啓発を実施。
- 十勝毎日新聞の広告を4月9日に掲載し、予防啓発を広く実施。
- 道有林への入林者に、たばこのポイ捨てやたき火をしないよう森林室ホームページで注意喚起。

雪が融け、空気が乾燥する3月～6月は、林野火災の危険期間です。

林野火災にご注意を！



守りたい 森林と動物 火のしまつ

原画 標茶町立中茶安別小中学校6年
館石 恋音 さん

北 海 道

標語 士別市立士別小学校5年
松本 美来 さん

※ 原画及び標語は、令和3年度林野火災予防作品コンクールの最優秀作品です。

山林付近で農作業などをされる方へ

◆ 野焼きによる火災に注意しましょう ◆

林野火災予防強調期間 4月10日～5月20日

- 空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。
- 林野火災の原因は、ごみ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

ごみ焼きは禁止！

野焼き行為は、法律※により原則禁止されています。農業や林業を営む上でやむを得ない廃棄物（稲わらや伐採した木の枝など）の焼却は例外として認められていますが、関係市町村の指導を必ず受け、火の取扱いに注意しましょう。

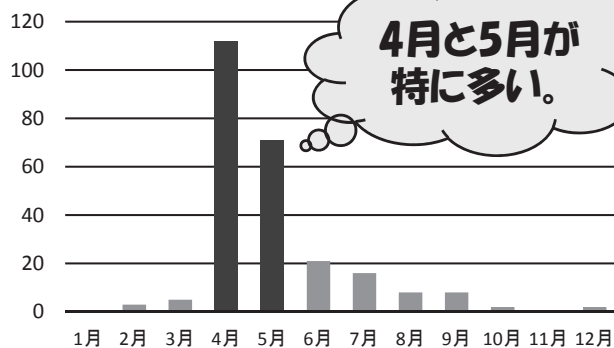
※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

【注意事項】

- ・強風時、乾燥時は焼却しない。
- ・消火の準備をしておく。
- ・監視人を置く。
- ・その場を離れるときは、消火する。
- ・一度に大量に燃やさない。
- ・火の後始末を必ず行う。

林野火災が起きた原因によっては、賠償責任が発生する場合があります。林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

月別の出火件数(H24～R3)

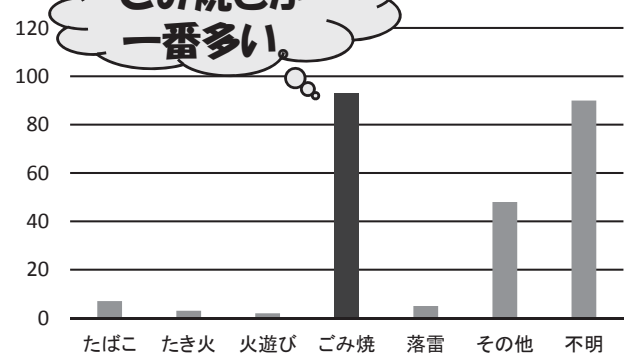


4月と5月が特に多い。

たばこやたき火の小さな火も、乾燥や強風で大面積に広がり、甚大な被害をもたらすことがあります。

山菜採りなどで山に入られる方は、特に火の始末に注意してください。

原因別の出火件数(H24～R3)



ごみ焼きが一番多い。

山火事のほとんどは、「火の取扱いの不注意」で発生しています。

近年、「たばこ」や「たき火」が原因の火災は減少していますが、依然として「ごみ焼(枯草や落葉焼きを含む。)」からの飛び火が多くなっています。

自然災害の備えに 森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

森林の所在地、樹種、林齢、面積などをご確認のうえ、まずは最寄りの森林組合までご相談ください。

ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。

最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課林務係 又は、北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係 011-204-5505